

「令和5年度地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業」公募に係る質問の回答

#	質問該当箇所	質問内容	回答
1	5-1 事前 着手申請	事前着手届を提出させていただいた場合、補助対象期間の開始日は2023年5月31日（公募開始日）が一番早い対象期間となるか。 また上記の場合、応募意向表明届の日付も申請日と同日にする必要があるか。	補助金対象期間の一番早い対象期間は2023年5月31日以降です。 ただし、契約等の支出負担行為は事前着手申請日以降かつ交付決定日より前となる必要があります。 そのため、支出負担行為を行う日付は申請日以降となる必要があります。 応募意向表明届と事前着手申請の日付けは異なる日時でも問題ありません。
2	4-1 補助金 マニュアル	本事業で使用する物品のリース調達が困難であり、事業主体者の資産として物品を購入する場合は、補助の対象となるか。 対象である場合は、どの費用区分として計上できるか。	補助の対象としては原則認められません。事業実施における物品の調達は事業主体者および委託先にとって恒久的な資産とならないように、リースなどの調達方法を確保頂く必要があります。 調達の方法が、恒久的な資産となる方法に限られる場合は、交付申請に際して用途等の詳細をご説明頂き、都から認められた場合のみ補助の対象とします。
3	4-1 補助金 マニュアル	交付決定前に本事業に関して契約・物品購入等の支出負担行為を行った経費は、補助の対象外か。 （例：4月に物品を購入し、12月にPJで活用した等）	交付決定日より前に契約等の支出負担行為を行う場合、契約前に事前着手申請（様式12）を作成・ご提出いただき、都から認められた場合のみ補助の対象とします。 ただし、対象期間は2023年5月31日（公募開始日）以降です。 事前着手申請（様式12）はHPからダウンロード可能です。 なお、事業主体者および委託先にとって恒久的な資産となる物品の調達は原則補助対象外となります。
4	4-1 補助金 マニュアル	本年度の補助対象期間内に調達した物品の内、本年度末までに設置・使用できなかった物品の調達費用は補助対象となるか。 尚、3ヵ年事業の2年目以降での使用を想定しています。	補助対象経費として認められません。補助対象経費は、各年度内に契約や発注、納品、支払を行い設置・使用まで完結している必要があります。 計画の遅延等により設置・使用できなかった物品に関しては、状況等の詳細をご説明頂き、都から認められた場合のみ補助の対象とします。 なお、事業主体者および委託先にとって恒久的な資産となる物品の調達は原則補助対象外となります。
5	4-1 補助金 マニュアル	構成員として提出するメンバーは、官民連携コンソーシアムに所属する全団体でなく、事業に係る団体のみで記入で問題はないか。	構成員として恒久的に事業に関与する団体のみが記入の対象となります。 そのため、本事業に関与しない団体を記入いただく必要はありません。
6	4-1 補助金マ ニュアル	官民連携コンソーシアムに所属する団体の内、構成員として申請していない団体の負担した経費は補助の対象外か。	構成員として申請されていない団体の負担した経費は補助の対象外です。 ただし、連携体の構成員は事業の途中で拡大頂く事が可能です。

#	質問該当箇所	質問内容	回答
7	4-1 補助金 マニュアル	官民連携コンソーシアムに所属する団体の内、本事業の構成員として登録されていない団体への委託は可能か。	連携体への所属有無にかかわらず、業務を委託頂く事が可能です。
8	3-1 実施要領	経理責任主体の具体的な対応業務は何か。	原則として、基本的な申請のやり取りは申請主体にご対応頂きます。 経理責任主体は、その内の経費に係る業務のみご対応頂く役割です。 補助金支払いの受領や、事前着手申請の作成、経費支出状況の報告、補助事業の経費に関する変更申請など、経費に関連する業務のみ対応頂きます。
9	1-1 実施要項	事業計画の変更が生じた場合の、補助金変更承認申請書の提出期限はいつまでか。	各年度の期初に申請した経費の変更に関しては、要領に記載された基準に応じて、変更が生じたタイミングで変更申請を頂く必要があります。
10	4-1 補助金 マニュアル	本事業の物品調達原則リース等の調達方法を活用するように明記されているが、補助対象経費にはデータの蓄積やシステムの構築費用が対象になります。 データやシステムは原則としてリースとして扱わなくてもよいのか。 また、他にも例外はあるのか。	補助金受給団体の恒久的な資産となる物品等の購入は認められておらず、データやシステムは物品等に含まれます。一方、分析業務等を委託する場合に、委託先の保有データやシステムを活用することは問題ございません。また、ライセンス契約であれば、当年度分の経費は「使用料」として補助対象経費になります。 その他の資産に関しては、補助金申請に際して都と相談の上で補助対象可否を判断します。
11	3-1 実施要領	事業主体の構成員には、複数自治体が加入してもよいのか。	連携する自治体の数に制約はありません。 複数の自治体を含む事業主体を組成可能です。
12	3-1 実施要領	公務員の人件費も補助対象経費となるか。 また、申請主体を企業側が担う場合においても、各構成員の給与関連証憑のとりまとめは申請主体が行うのか。	公務員の人件費は補助対象経費とはなりません。 都との本事業のやり取りは、原則として申請主体にご対応頂く必要があります。

## 質問該当箇所リスト

1-1	実施要綱（本文）
1-2	実施要項第1号様式
2-1	補助金交付要綱
3-1	実施要領
3-2	事業計画申請書（様式7）
3-3	事業概要説明資料（様式8）
3-4	応募意向表明届
3-5	質問票
3-6	宣誓・誓約書（様式11）
4-1	補助金マニュアル
5-1	事前着手申請について（様式12）
5-2	事前着手申請について（様式12）
—	その他